

## 1. 多摩市交通マスタープラン改定の背景と目的

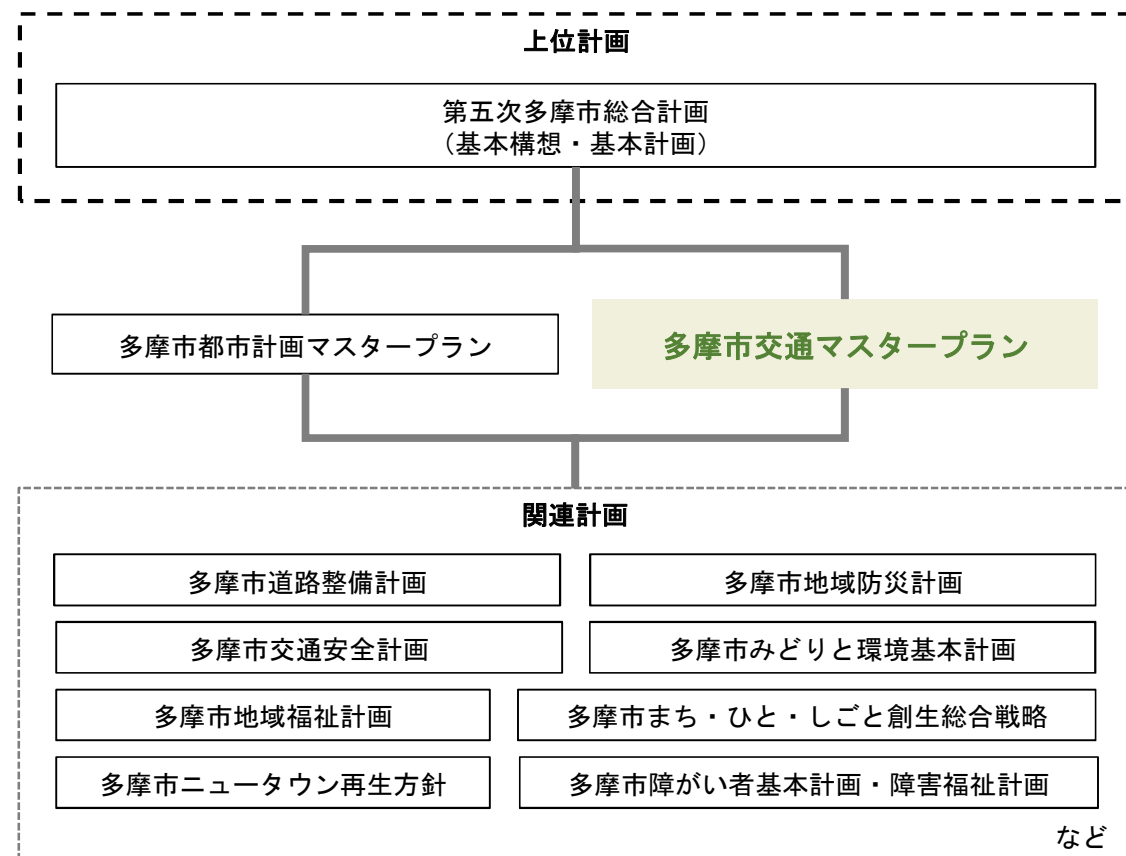
多摩市の都市基盤（道路、橋梁、公園、公共下水道など）は、多摩ニュータウン開発や土地区画整理事業等により計画的に整備が進められてきました。また、鉄道やバス等の公共交通サービスに関しても、4路線7駅の鉄道と市内の路線バス及びミニバスの公共交通網を踏まえれば、他都市と比較し、高い水準が保たれているといえます。多摩市においては、平成16（2004）年3月にマイカーに依存しなくても移動のしやすさが確保できる交通体系を構築するため、「多摩市交通マスタープラン」を策定しました。多摩市ではこれに基づき、ミニバス南北線の見直しや駐輪場の整備など、さまざまな事業にこれまで取り組んできました。

本計画は、平成16（2004）年に策定した計画が目標年次である平成30（2018）年を迎えたことを受けて、新たに策定するものです。時間の経過とともに、社会情勢や多摩市を取り巻く状況は変化しており、高齢化の進展による人口減少社会の到来、都市基盤の老朽化、多摩ニュータウンの再生、大型台風や集中豪雨又は大雪をはじめとした風水害等災害対策など、取り組むべき課題が顕在化しています。このようなことから多摩市においては、「第五次多摩市総合計画」をはじめとする上位計画や「多摩市都市計画マスタープラン」などの関連計画において、多摩市が目指す将来像やまちづくりの方向性を示しています。

本計画の策定は、平成16（2004）年に策定した計画を踏襲しつつ、これら上位計画等が掲げる目標を実現するために、多摩市にとって望ましい交通体系のすがたを明らかにし、交通施策を総合的かつ計画的に進めていくためのマスタープランを示すことを目的としています。また多摩市では、本計画を地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく、地域公共交通網形成計画に位置付けています。

## 2. 多摩市交通マスタープランの位置づけ

多摩市における交通マスタープランの位置づけを下図に示します。本計画は、上位計画となる「第五次多摩市総合計画」に基づくとともに、密接に関連する他の計画と整合・連携を図っています。



## 3. 計画の概要

本計画は多摩市全域を対象としています。計画期間は平成30（2018）年度から平成36（2024）年度までの7年間であり、事業の進捗評価を毎年実施するとともに、平成33（2021）年度に計画の見直しを行います。

計画期間 **平成30（2018）年度～平成36（2024）年度**  
 ※平成33（2021）年度に計画の見直しを実施

## 4. 多摩市の交通課題

多摩市の現状や公共交通の利用実態等を踏まえて、今後取り組むべき交通課題を以下のとおり整理しました。

### 課題1 都市の活力や魅力を維持・向上していくための公共交通サービスの確保

多摩市では、平成16（2004）年に策定した「多摩市交通マスタープラン」に基づき、公共交通サービスに関する取り組みを推進してきました。今後も、人口減少社会の到来や多摩ニュータウンの再生など、社会情勢や地域を取り巻く環境の変化に合わせて、都市の活力や魅力を維持・向上していくための公共交通サービスの提供が重要です。

### 課題2 公共交通の利便性や快適性の向上

公共交通は、通勤、通学、買物、通院など、市民の日常生活に欠かすことのできないものであり、高齢化や健康意識の高まりなどから市民の交通サービスに対するニーズは多様化しています。市民のニーズに合わせた移動の利便性や快適性を向上するため、バス、タクシー、自転車、徒歩など、さまざまな交通手段に関する取り組みが重要です。

### 課題3 交通不便地域の解消

多摩市の公共交通網は非常に発達しており、ほとんどの地域から徒歩で鉄道駅またはバス停に無理なくアクセスすることができます。しかしながら、一部の地域ではバス停までの距離が300m以上あったり、高低差が10m以上あったりする状況があります。高齢社会の中で「健幸に暮らせるまちづくり」のため、この改善に取り組む必要があります。

### 課題4 安全で円滑な道路交通環境の維持・向上

多摩市は計画的な道路整備により、都市計画道路や歩道の整備率が高く、交通事故件数も年々減少しています。この安全で円滑な道路交通環境を今後も維持・向上していくためには、南多摩尾根幹線の整備や関戸橋の架け替えなどの事業の進捗状況を見守るとともに、計画的な生活道路の整備や交通安全の啓発活動を継続していく必要があります。

### 課題5 安全で快適な自転車利用環境の創出

道路交通法の改正や自転車活用推進法の施行により、安全で快適な自転車利用環境の創出が全国的な課題になっています。多摩市は、これまで計画的に自転車歩行者道の整備を進めてきました。今後、自転車利用者がルールを守り、安全かつ快適に走行できるように、自転車利用環境のあり方を検討し、取り組みを推進していく必要があります。

## 5. まちづくりの方向性と基本的な方針

### まちづくりの方向性

第五次多摩市総合計画（基本構想）（第2期基本計画）多摩市都市計画マスタープラン

### 公共交通が果たすべき役割

市民の移動手段の確保 コンパクトシティの実現 まちのにぎわいの創出や健康増進 人の交流の活発化

### 基本的な方針

|  |   |
|--|---|
| <b>方針① 公共交通の活性化に向けた取り組みの方向性</b><br>【広域公共交通の充実】<br>交通事業者（鉄道）や市民との連携によるサービスの維持・向上<br>【市内公共交通の充実】<br>交通事業者（バス、タクシー等）、NPO等との連携によるサービスの維持・向上、ミニバスの「地域密着型交通」への再編 | <b>方針③ 多様なニーズに対応した交通サービスの組合せ</b><br>【多様な交通手段選択の実現】<br>・市内公共交通として路線バス、ミニバス、地域密着型交通、自転車、徒歩等の交通手段選択を念頭ににした、それぞれのサービス水準の維持、向上<br>・バス停や駐輪場等における乗換えのスムーズ化                             |
| <b>方針② 多摩ニュータウン再生との一体性</b><br>【多摩ニュータウンが目指す将来像】<br>駅拠点と複数の小拠点形成し、これをネットワーク化する拠点連携型の計画方針<br>拠点間における良好な交通の構築<br>（歩行者や自転車ネットワークの強化、道路のバリアフリー化、都市基盤の更新など）      | <b>方針④ 市民や交通事業者との連携</b><br>【市民の主体的な参画】<br>市民中心の考え方の交通サービス提供のため、公共交通網再編に向けた市民、交通事業者、行政の連携<br>【第五次多摩市総合計画（第2期基本計画）】<br>持続可能なまちづくりを推進するための基本的な考え方のひとつに、「市民がデザインするまち・多摩の創造」を掲げています。 |



## 6. 計画目標と事業計画の概要

多摩市では目指す将来像の実現に向けて、4つの計画目標に基づき、以下に示す事業計画に取り組んでいきます。

### 目標1 まちの魅力をさらに高める 広域公共交通の充実

交通利便性の向上とともに、まちのにぎわいの創出や人の交流の活発化を目指して、小田急多摩線や多摩都市モノレールの延伸、既存路線のサービス向上等に取り組めます。

#### 事業1-I 既存路線の交通サービス水準の向上

京王線、京王相模原線、小田急多摩線、多摩都市モノレールに関して、交通事業者や市民と連携しながら、利便性の向上や輸送力の増強に取り組めます。

#### 事業1-II 鉄道ネットワークの強化

多摩都市モノレールおよび小田急多摩線の延伸について、関係機関と協議を進め、事業促進を図ります。

#### 重点事業1

#### 事業2-I 市内公共交通網の再編と交通不便地域の解消

地域公共交通再編実施計画を作成し、その計画に基づき市内公共交通網の再編に取り組めます。その中で交通不便地域の解消を図ります。

#### 事業2-II 交通結節点における乗換えの利便性や快適性の向上

鉄道駅等の交通結節点における施設整備、バリアフリー化、情報提供などにより、乗換えの利便性や快適性の向上に取り組めます。

#### 事業2-III バス停の施設整備とアクセス機能改善による利便性向上

バス停施設（上屋、ベンチ、情報提供等）の整備とバス停までの徒歩によるアクセスのしやすさの改善に取り組めます。

#### 事業2-IV 人と環境にやさしいバスやタクシー車両の普及

公共交通機関の率先的な低公害車の導入促進と誰もが快適に利用でき、車いすもそのまま乗車することが可能な「UD（ユニバーサルデザイン）タクシー」の普及に取り組めます。

#### 重点事業2

#### 事業3-I 安全で快適な利用環境の創出による自転車活用の推進

平成29（2017）年5月に施行された「自転車活用推進法」の基本理念及び基本方針に基づき、安全で快適な自転車利用環境の創出に取り組めます。

#### 重点事業3

#### 事業3-II 総合的かつ計画的な交通安全施策の推進

「第10次多摩市交通安全計画（平成28（2016）年度～平成32（2020）年度）」に基づき、交通事故の着実な減少と交通災害の防止に取り組めます。

#### 事業3-III 計画的な道路整備と都施行事業の促進

「多摩市道路整備計画（平成27年度見直し版）」に基づく計画的な道路整備を行います。また南多摩尾根幹線整備や関戸橋架替事業の促進を図ります。

#### 事業3-IV 人と環境にやさしい道路交通環境の実現

歩道のバリアフリー化、道路緑化、電線類地中化等の推進や生活道路における車両走行速度の低減など、道路交通環境の充実に取り組めます。

#### 事業4-I モビリティ・マネジメントによる健幸まちづくりの推進

市民が自発的に「健幸に暮らせるまちづくり」の視点に立ち、個人的にも社会的にも望ましい交通行動へ転換していくための施策に取り組めます。

#### 事業4-II 交通安全教育の充実と交通安全意識の啓発

学校、警察、保護者、関係団体、行政が連携し、地域ぐるみで交通安全教育の充実を図ります。また地域における交通安全の啓発活動を推進していきます。

#### 事業4-III 次世代交通サービスの導入可能性の検討

市民や交通事業者と連携しながら、超小型モビリティ、自動運転、カーシェアリングなどの組合せによる地域密着の次世代交通サービスの検討を行います。

### 目標2 多摩市のまちづくりを支える 市内公共交通網の再構築

多摩市が目指すまちづくりの実現、多摩ニュータウンの再生、交通不便地域の解消に向けて、市内公共交通網の再構築に取り組めます。

### 目標3 多様なニーズに対応した 交通サービス水準の維持・向上

通勤通学、通院等の日常生活における移動だけでなく、健康づくりやスポーツ、レジャー等を含む多様な移動のニーズを踏まえて、交通サービス水準の維持・向上に取り組めます。

### 目標4 市民が主体的に参画する 交通施策の展開

「市民がデザインするまち・多摩の創造」の考え方にに基づき、市民、交通事業者、行政が連携しながら交通政策を展開していきます。

## 7. 事業スケジュール

| 事業名                                  | 年度 |   | H30 | H31 | H32 | H33            | H34 | H35 | H36 |
|--------------------------------------|----|---|-----|-----|-----|----------------|-----|-----|-----|
|                                      | 月  | 4 | 10  | 4   | 10  | 4              | 10  | 4   | 10  |
| <b>目標1 まちの魅力をさらに高める広域公共交通の充実</b>     |    |   |     |     |     |                |     |     |     |
| 1-I 既存路線の交通サービス水準の向上                 |    |   |     |     |     | 実施             |     |     |     |
| 1-II 鉄道ネットワークの強化                     |    |   |     |     |     | 実施             |     |     |     |
| <b>目標2 多摩市のまちづくりを支える市内公共交通網の再構築</b>  |    |   |     |     |     |                |     |     |     |
| 2-I 市内公共交通網の再編と交通不便地域の解消             |    |   | 計画  |     |     | 実施（実証実験を含む）    |     |     |     |
| 2-II 交通結節点における乗換えの利便性や快適性の向上         |    |   |     |     |     | 実施             |     |     |     |
| 2-III バス停の施設整備とアクセス機能改善による利便性向上      |    |   |     |     |     | 実施             |     |     |     |
| 2-IV 人と環境にやさしいバスやタクシー車両の普及           |    |   |     |     |     | 実施             |     |     |     |
| <b>目標3 多様なニーズに対応した交通サービス水準の維持・向上</b> |    |   |     |     |     |                |     |     |     |
| 3-I 安全で快適な利用環境の創出による自転車活用の推進         |    |   | 計画  |     |     |                | 実施  |     |     |
| 3-II 総合的かつ計画的な交通安全施策の推進              |    |   | 実施  |     |     | 実施（第11次交通安全計画） |     |     |     |
| 3-III 計画的な道路整備と都施行事業の促進              |    |   |     |     |     | 実施             |     |     |     |
| 3-IV 人と環境にやさしい道路交通環境の実現              |    |   |     |     |     | 実施             |     |     |     |
| <b>目標4 市民が主体的に参画する交通施策の展開</b>        |    |   |     |     |     |                |     |     |     |
| 4-I モビリティ・マネジメントによる健幸まちづくりの推進        |    |   |     |     |     |                | 実施  |     |     |
| 4-II 交通安全教育の充実と交通安全意識の啓発             |    |   | 実施  |     |     | 実施（第11次交通安全計画） |     |     |     |
| 4-III 次世代交通サービスの導入可能性の検討             |    |   |     |     |     |                |     |     | 検討  |

※「2-I 市内公共交通網の再編と交通不便地域の解消」は、地域公共交通再編実施計画の活用を含めた計画を行います。

## 8. 評価指標と目標値

本計画では、目標の達成状況を明確化するため、各目標に対する評価指標と目標値を以下のように設定しました。なお目標値は、平成36（2024）年度までに達成すべき値を設定しています。

|  | 目標値      | 現状値        |
|--|----------|------------|
| 指標1-1 市内鉄道駅（4路線7駅）の1日平均乗降客数                                    | 385,000人 | 337,197人※1 |
| 指標2-1 民間路線バス、ミニバス、タクシーの1日平均乗降客数                                | 70,000人  | 58,419人※1  |
| 指標2-2 市民が「交通の便について良い、どちらかといえば良い」と回答                            | 85.0%    | 75.5%※2    |
| 指標3-1 市民が「多摩市は道路や公園などの都市基盤が整ったまちだと思う、どちらかといえばそう思う」と回答          | 60.0%    | 56.1%※2    |
| 指標3-2 市内交通事故件数（人身事故件数）   | 0件に近づける  | 340件※2     |
| 指標3-3 市民が「多摩市は障がい者が安心して暮らせるまちだと思う、どちらかといえばそう思う、ふつう」と回答している割合   | 85.0%    | 70.5%※2    |
| 指標4-1 地域活動の状況（防犯活動・交通安全事業）に「現在参加している」「これまでに参加したことがある」と答える市民の割合 | 26.7%    | 12.9%※2    |
| 指標4-2 地域密着型交通運行事業収支率   | 60%以上    | 67%※1      |

※1：平成28（2016）年度における値 ※2：平成27（2015）年度における値

## 9. 達成状況の評価方法

本計画の推進にあたっては、多摩市が目指す将来像の実現に向けて、PDCAサイクルにより各事業をマネジメントしていきます。PDCAサイクルによる評価の進め方は、各事業主体が事業の個別評価を毎年実施し、平成33（2021）年度と平成36（2024）年度に多摩市地域公共交通会議（法定協議会）が中間評価と最終評価を行います。